

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成23年2月10日
<b>【会社名】</b>	釜山銀行 (Busan Bank)
<b>【代表者の役職氏名】</b>	銀行長兼最高経営責任者 イー・ジャンホ
<b>【本店の所在の場所】</b>	大韓民国釜山広域市東区凡一洞 8 3 0 - 3 8
<b>【代理人の氏名又は名称】</b>	弁護士 島崎文彰
<b>【代理人の住所又は所在地】</b>	東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階 島崎法律事務所
<b>【電話番号】</b>	(03) 5802-5860
<b>【事務連絡者氏名】</b>	弁護士 島崎文彰
<b>【連絡場所】</b>	東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階 島崎法律事務所
<b>【電話番号】</b>	(03) 5802-5860
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	社債
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	釜山銀行第1回円貨社債(2011) 165億円 釜山銀行第2回円貨社債(2011) 35億円
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項なし
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年1月25日付で提出した有価証券届出書（平成23年2月2日付および平成23年2月9日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）の記載事項のうち、利率および発行価額の総額を始めとする発行条件等ならびにその他の未定事項が決定しましたので、関係事項を下記のとおり訂正するとともに、その添付書類として元引受契約証書ならびに財務および発行・支払代理契約証書（各2件）を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 社債（短期社債を除く。）の募集
  - 2 新規発行による手取金の使途
- (1) 新規発行による手取金の額

## 3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【社債（短期社債を除く。）の募集】

（訂正前）

&lt;釜山銀行第1回円貨社債（2011）&gt;

以下は、釜山銀行第1回円貨社債（2011）（以下「本社債」という。）について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

本<釜山銀行第1回円貨社債（2011）>における本社債の未定事項または予定事項は2011年2月上旬頃に決定される予定である。

銘柄	釜山銀行第1回円貨社債（2011）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）（注2）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円（予定）（注2）
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率	（未定）（年1.20%～2.20%を 仮条件とする。）（注3）
利払日	毎年2月17日および 8月17日（注4）	償還期限	2012年8月17日（注5）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2011年2月10日（注6）	払込期日	2011年2月17日（注7）
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

（注1）本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注2）上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注3）利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2011年2月上旬頃に決定される予定である。

（注4）各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 中略 >

## 引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
大和証券キャピタル・マーケット 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2011年2月10 日(予定)に調印 される元引受契約 に従い共同主幹事 会社により連帯し て買取引受けさ れ、一般に募集さ れる。左記以外の 元引受の条件は未 定である。
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 7番3号 東京ビルディング		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
U B S証券会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー		
(以下「共同主幹事会社」と総称す る。)			
合 計		5,000 (予定)	

## 財務代理人とその職務

< 中略 >

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2011年2月10日付(予定)の財務および発行・支払代理契約証書(以下「財務代理契約」という。)および振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約(社債の要項を含む。)の写しは、本社債の全額償還から1年を経過するまで財務代理

人の本店に備置され、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中略 >

## 摘 要

### 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、発行会社は、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からAの予備格付を2011年1月24日付で取得している。発行会社は、2011年2月上旬頃にJCRから最終格付を取得する予定である。

< 中略 >

### < 釜山銀行第2回円貨社債（2011） >

以下は、釜山銀行第2回円貨社債（2011）（以下「本社債」という。）について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

本<釜山銀行第2回円貨社債（2011）>における本社債の未定事項または予定事項は2011年2月上旬頃に決定される予定である。

銘 柄	釜山銀行第2回円貨社債（2011）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）（注2）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円（予定）（注2）
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率	（未定）（年1.30%～2.30%を 仮条件とする。）（注3）
利払日	毎年2月17日および 8月17日（ただし、最終の 利払日は2013年2月15日） （注4）	償還期限	2013年2月15日（注5）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2011年2月10日（注6）	払込期日	2011年2月17日（注7）
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

（注1）本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他

の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定される有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2011年2月上旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 中略 >

## 引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
大和証券キャピタル・マーケット 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2011年2月10 日(予定)に調印 される元引受契約 に従い共同主幹事 会社により連帯し て買取引受けさ れ、一般に募集さ れる。左記以外の 元引受の条件は未 定である。
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 7番3号 東京ビルディング		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
U B S証券会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー		
(以下「共同主幹事会社」と総称す る。)			
合 計		5,000(予定)	

## 財務代理人とその職務

< 中略 >

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2011年2月10日付（予定）の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）および振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の全額償還から1年を経過するまで財務代理人の本店に備置され、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中略 >

## 摘 要

### 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、発行会社は、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からAの予備格付を2011年1月24日付で取得している。発行会社は、2011年2月上旬頃にJCRから最終格付を取得する予定である。

< 後略 >

（訂正後）

### < 釜山銀行第1回円貨社債（2011） >

以下は、釜山銀行第1回円貨社債（2011）（以下「本社債」という。）について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

銘 柄	釜山銀行第1回円貨社債（2011）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	165億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	165億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率	年1.79%
利払日	毎年2月17日および 8月17日	償還期限	2012年8月17日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し

申込期間	2011年2月10日	払込期日	2011年2月17日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

< 中略 >

## 引受人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
大和証券キャピタル・マーケット 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2011年2月10 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受お よび販売手数料の 合計は、本社債の 総額の0.40%に相 当する金額であ る。
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 7番3号 東京ビルディング		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
U B S証券会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー		
(以下「共同主幹事会社」と総称す る。)			
合 計		16,500	

## 財務代理人とその職務

< 中略 >

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株



式会社みずほコーポレート銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2011年2月10日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）および振替機関連業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の全額償還から1年を経過するまで財務代理人の本店に備置され、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中略 >

## 摘 要

### 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、発行会社は、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からAの格付を2011年2月10日付で取得している。

< 中略 >

### < 釜山銀行第2回円貨社債（2011） >

以下は、釜山銀行第2回円貨社債（2011）（以下「本社債」という。）について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

銘 柄	釜山銀行第2回円貨社債（2011）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	35億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	35億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率	年1.90%
利払日	毎年2月17日および 8月17日（ただし、最終の 利払日は2013年2月15日）	償還期限	2013年2月15日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2011年2月10日	払込期日	2011年2月17日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

< 中略 >

## 引受人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
大和証券キャピタル・マーケット 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2011年2月10 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。 <u>共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受お よび販売手数料の 合計は、本社債の 総額の0.40%に相 当する金額であ る。</u>
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 7番3号 東京ビルディング		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
U B S証券会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー		
(以下「共同主幹事会社」と総称す る。)			
合 計		3,500	

## 財務代理人とその職務

< 中略 >

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2011年2月10日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）および振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務

代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の全額償還から1年を経過するまで財務代理人の本店に備置され、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中略 >

## 摘 要

### 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、発行会社は、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からAの格付を2011年2月10日付で取得している。

< 後略 >

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

（訂正前）

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
100億円（予定）（注1）	未定（注2）	未定（注2）

（注1）釜山銀行第1回円貨社債（2011）および釜山銀行第2回円貨社債（2011）の発行総額の合計である。

（注2）2011年2月上旬頃に決定される予定である。

（訂正後）

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
200億円（注）	8,000万円	199億2,000万円

（注）釜山銀行第1回円貨社債（2011）および釜山銀行第2回円貨社債（2011）の発行総額の合計である。